

監査結果公表第6－3号

監査の結果に基づき講じた措置等の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置等の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置等の内容を次のとおり公表します。

令和6年8月29日

八尾市監査委員	浅	川	昌	孝
同	木	虎	孝	之
同	前	園	正	昭
同	鑄	方	淳	治

記

1 措置等の内容の通知

令和5年度定期監査（健康福祉部・都市整備部・下水道部・建築部）の結果に対する措置等

令和6年8月19日付け八健地第626-1号

令和6年8月19日付け八都都政第485号

令和6年8月19日付け八下下経第1415号

令和6年8月9日付け八建政第989号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置等の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和5年度定期監査の結果に対する措置の内容

健康福祉部

I 共通事項

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 契約事務について 契約に関する事務において、次のような事例が見受けられたので、その適正な執行を図るとともに公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。 (1) 契約書に八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 八尾市財務規則に規定する契約書に記載すべき事項を漏れなく記載するよう契約書の条項を整備しました。
(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、次のようなもの ア 免除することにつき起案文書により意思決定されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約保証金を免除する場合は、起案文書に八尾市財務規則の適用条項とその具体的な事由を記載して意思決定するよう事務処理を改めました。
イ 起案文書に記載された免除につき適用すべき八尾市財務規則の条項が誤っているもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 免除の事由に応じて適用すべき八尾市財務規則の条項を適正に記載するよう事務処理を改めました。
ウ 免除の意思決定に係る起案文書にその具体的な事由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約保証金の免除について意思決定する場合は、起案文書に八尾市財務規則の適用条項のほか、その具体的な事由を記載し、当該免除の適否を判断できるように事務処理を改めました。
(3) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定により契約相手方から提出させるべき当該契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に関し、次のようなもの ア 当該誓約書の提出を受けていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約相手方にその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出させるよう事務処理を改めました。
イ 契約書に当該誓約書の提出に関する条項を定めていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 当該誓約書の提出に関する条項を漏れなく記載するよう契約書の条項を整備しました。
ウ 当該誓約書の提出を求めないことができる要件の変更等に伴い必要な契約書に定める当該誓約書の提出に関する条項の整備が行われていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 現行の八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に準拠するよう当該誓約書の提出に関し契約書の条項を整備しました。

(4) 地方自治法施行令に基づき随意契約を行う場合において、当該契約の締結に係る起案文書にその具体的な理由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年3月13日）
	随意契約を行う場合は、起案文書に地方自治法施行令の適用条項のほか、その具体的な理由を記載し、随意契約の適否を判断できるように事務処理を改めました。	
(5) 単価契約により契約を締結する場合において、契約総額を定めていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	単価契約により契約を締結する場合は、起案文書及び契約書に契約総額を記載するよう事務処理を改めました。	
(6) 業務委託契約に関し、市が適当と判断した事業計画書を提出した者を契約相手方とする場合において、当該契約の締結に係る起案文書に当該事業計画書の適否が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	当該業務委託契約の締結について、起案文書に委託契約締結要件の適否、審査結果等を記載してその意思決定をするよう事務処理を改めました。	
(7) 契約書に記載されている談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴い必要な整備がされていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	現行の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に準拠するよう談合その他不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約条項を整備しました。	
(8) 契約書に仕様書を引用して委託業務の内容を特定する契約条項を定めている場合において、当該契約書に仕様書が添付されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	当該契約書に仕様書を添付するよう事務処理を改めました。	
(9) 契約の締結に係る起案文書に契約締結日後の日付が決裁日として記載されているもの	措置状況	1. 措置済（令和6年3月13日）
	起案文書に日付を誤りなく記載するよう事務処理を改めました。	
(10) 契約書に基づき契約相手方が市に提出すべき書類の提出を受けていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	契約書に基づき契約相手方が市に提出すべき書類を漏れなく提出させるとともに、契約内容によって提出を必要とする書類について精査し、不要と判断した書類については提出を求めないよう事務処理を改めました。	
(11) 契約書に基づく契約相手方への通知を当該契約書に定める方法により行っていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年3月13日）
	契約書に定める方法により通知するよう事務処理を改めました。	

Ⅱ 個別事項 地域共生推進課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過				
1 同和更生資金貸付金の償還に係る事務について 本貸付金については、既にその貸付制度は廃止されているが、廃止後もその未償還金の償還に係る事務を当課において行っている。 (1) 各会計年度の決算において、本貸付金に関し、当該会計年度中に償還のあった額を一般会計の歳入に調定額及び収入済額として計上するとともに、「財産に関する調書」中に債権の年度末残高として当該会計年度末における未償還金の額が記載されている。 しかしながら、未償還金は既に償還期間が経過した債権であり、一般会計の歳入において、その全額を当該会計年度に収入すべきものとして調定し、その額から当該会計年度の収入済額及び不納欠損額を控除した額を収入未済額として計上すべきで、また、そのように計上した場合にあっては、地方自治法施行規則において「財産に関する調書」には決算年度の歳入に係る債権以外の債権を記載することとされていることから、当該調書に記載すべき本貸付金に関する債権はないので、適正な事務処理に改めること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="692 232 826 273">措置状況</th><th data-bbox="826 232 1466 273">1. 措置済（令和5年12月25日）</th></tr> <tr> <td data-bbox="692 273 826 1422"></td><td data-bbox="826 273 1466 1422"> 本貸付金に関し、令和5年度から、一般会計の歳入において、未償還金の全額を当該会計年度に収入すべきものとして調定し、その額から当該会計年度の収入済額及び不納欠損額を控除した額を収入未済額として計上するよう事務処理を改めました。 あわせて、未償還金に係る債権を「財産に関する調書」には計上しないよう事務処理を改めました。 </td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和5年12月25日）		本貸付金に関し、令和5年度から、一般会計の歳入において、未償還金の全額を当該会計年度に収入すべきものとして調定し、その額から当該会計年度の収入済額及び不納欠損額を控除した額を収入未済額として計上するよう事務処理を改めました。 あわせて、未償還金に係る債権を「財産に関する調書」には計上しないよう事務処理を改めました。
措置状況	1. 措置済（令和5年12月25日）				
	本貸付金に関し、令和5年度から、一般会計の歳入において、未償還金の全額を当該会計年度に収入すべきものとして調定し、その額から当該会計年度の収入済額及び不納欠損額を控除した額を収入未済額として計上するよう事務処理を改めました。 あわせて、未償還金に係る債権を「財産に関する調書」には計上しないよう事務処理を改めました。				
(2) 平成24年度において、八尾市債権管理条例に定める債権放棄をすることができる要件に該当する未償還金に係る債権については、本貸付金の原資の3分の2を出資した大阪府と協議の上、これを放棄する手続が執られている。 その後において当該手続は行われていないが、なお償還されていないものにおいて既にその債権の消滅時効の期間が経過したものや債務者が死亡しているもの等が見受けられたので、これらの状況も踏まえた上で今後の債権管理の適正を期されたい。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="692 1422 826 1462">措置状況</th><th data-bbox="826 1422 1466 1462">3. 検討中</th></tr> <tr> <td data-bbox="692 1462 826 2002"></td><td data-bbox="826 1462 1466 2002"> 未償還金に係る債権放棄について、貸付原資の3分の2を出資する大阪府とも協議しつつ検討しているところです。 今後も、当該債権の状況を適切に把握しながら、その債権管理を適正に行ってまいります。 </td></tr> </table>	措置状況	3. 検討中		未償還金に係る債権放棄について、貸付原資の3分の2を出資する大阪府とも協議しつつ検討しているところです。 今後も、当該債権の状況を適切に把握しながら、その債権管理を適正に行ってまいります。
措置状況	3. 検討中				
	未償還金に係る債権放棄について、貸付原資の3分の2を出資する大阪府とも協議しつつ検討しているところです。 今後も、当該債権の状況を適切に把握しながら、その債権管理を適正に行ってまいります。				

2 補助金の交付事務について 補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、その交付手続等において次のような事例が見受けられたので、補助金に係る予算執行の適正化を図るよう事務処理を改めること。 (1) 補助金交付要綱において、対象経費に対する補助率等の交付額の算定方法が規定されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年3月27日）
	当該補助金に係る補助金交付要綱を改正し、補助金の対象となる経費を明確にするとともにその補助率を明記するなど交付額の算定方法に関し規定を整備しました。	
(2) 補助金交付申請書や補助金実績報告書において、補助金交付要綱に基づき添付すべき書類が添付されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	交付申請書及び実績報告書の提出者に対し補助金交付要綱に基づき添付すべき書類を添付して提出させるよう事務処理を改めました。	

II 個別事項 福祉指導監査課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針の策定に係る事務について 福祉指導監査課では、「八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」等に基づき、当年度における主な指導項目等を明確にし、計画的に指導を実施するため、当該年度の当初に「八尾市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針」を策定しているが、令和4年度の当該実施方針について、その策定に係る決裁手続がされていなかったため、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済（令和6年6月5日）
	年度当初の事務として、各担当者による起案の確認及び庶務担当者によるダブルチェックを行うなど、策定に係る事務処理を見直し、決裁手続漏れがないように事務処理を改めました。	
2 実地指導の結果に対する改善報告に関する事務について 法律等に基づき実施した実地指導において、その結果に対する改善報告が、報告期限を過ぎても事業所等からなされていないものが見受けられた。利用者が安心して適正なサービスを受ける環境が確保されるよう、適時適切な改善状況の確認を行うよう事務処理を改めること。	措置状況	1. 措置済（令和6年3月14日）
	各指導担当者において、改善報告期限の管理及び改善報告書徴取を徹底するように周知しました。あわせて、一覧表による管理により、各担当係長による確認を徹底し、改善報告書の徴取漏れがないように事務処理を改めました。	

3 要綱の整備について 「八尾市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」等において、当該要綱に規定する「集団指導」をオンラインを活用して実施するにつき必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、関係する要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	関係する要綱及び要領を点検し、「集団指導」のオンラインを活用した実施方法について規定を整備しました。	

II 個別事項 生活福祉課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 生活保護法に基づく返還金等に係る事務について 生活保護法第63条の規定による返還金及び同法第78条の規定による徴収金に係る滞納金については、「生活保護法第63条の規定による返還金及び同法第78条の規定による徴収金にかかる滞納処理事務取扱要領」に基づきその徴収事務が行われているが、次のような事例が見受けられたので適正な事務処理に改めること。 (1) 滞納金に係る督促状を同要領に定める送付時期までに送付していないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年2月9日） 現時点において滞納金に係る督促状の発送が必要なものについて発送を行うとともに、返還金管理表により期限内に督促するよう適正な事務処理に改めました。
(2) 債務者との交渉記録が適切に作成されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年2月9日） 債務者との交渉記録について、納付勧奨を行ったことを交渉記録として適切に作成し、定期的な決裁手続きにより管理を行うよう事務処理を改めました。
(3) 債務者に対し納付勧奨をしていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年2月9日） 債務者に対する納付勧奨について適切に行い、交渉記録を作成して定期的な決裁手続きにより管理を行うよう改めました。

II 個別事項 高齢介護課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について 所管する行政財産について、市が施策を推進していく上での協力機関に公共目的で使用させるためその目的外使用を許可する場合において、当該許可をするときは市長の決裁を受けるよう「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に定められているが、部長が決裁しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年3月8日） 令和5年度「(公社)八尾市シルバー人材センターに係る行政財産の目的外使用許可(継続)について」(八健高指令第4385号)において、財務規則および庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に基づき、市長の決裁を受けるよう事務処理を改めました。
2 補助金の交付事務について 補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、補助金交付要綱に定める期日までに交付手続がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年4月30日） 「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金」における交付手続について、補助金交付要綱に定める期日までに完了するよう事務処理を改めました。
3 要綱の整備について 所管している要綱について、関係する他の要綱の引用条項が誤っているもの等が見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。	措置状況 1. 措置済（令和6年4月1日） 所管している要綱について、引用条項が誤っているもの等について規定の整備を行いました。また、全ての要綱について点検を行いました。
4 会議の開催に係る事務について 八尾市地域包括支援センター運営協議会等の会議について、出席委員の氏名等が記録されておらず、会議の成立要件の適否が確認できないものが見受けられたので、会議の開催や決定が適正な手続を経て行われたことを明確にするため必要な事項を適切に記録するよう事務処理を改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年3月25日） 八尾市地域包括支援センター運営協議会等の会議について、会議録に出席委員の氏名等を記録し会議の成立要件の適否が確認できるよう、事務処理を改めました。

II 個別事項 障害福祉課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 八尾市障害児通所給付費の支給に係る事務について 八尾市障害児通所給付費の支給の決定等に係る関係書類において、必要事項の記入が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況 1. 措置済（令和6年3月6日） 指摘のあった内容を踏まえ、決裁手続の際は関係書類に必要事項の記入漏れ等がないか確認を徹底して事務処理の適正を確保するよう、課内の担当職員会議において所属職員に周知しました。

都市整備部

I 共通事項

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 契約事務について 契約に関する事務において、次のような事例が見受けられたので、その適正な執行を図るとともに公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。 (1) 契約書に八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 八尾市財務規則に基づき契約書に記載すべき事項について記載した契約書の様式を作成し、それを活用して契約書を作成するよう事務処理を改めました。
(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、次のようなもの ア 免除することにつき起案文書により意思決定されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約保証金を免除する場合は、起案文書に免除について適用する条項を記載するとともに、具体的な事由の記載やそれを明らかにした書類を添付することにより免除要件の適否を判断できるよう事務処理を改めました。
イ 起案文書に記載された免除につき適用すべき八尾市財務規則の条項が誤っているもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約保証金の免除を意思決定するに当たり、起案文書に具体的な事由の記載やそれを明らかにした書類を添付することにより免除要件の適否を判断できるよう事務処理を改めました。
(3) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定により契約相手方から提出させるべき当該契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を受けていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約を締結する際に、契約相手方にその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出させるよう事務処理を改めました。
(4) 地方自治法施行令に基づき随意契約を行う場合において、当該契約の締結に係る起案文書にその具体的な理由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 随意契約を行う場合は、起案文書にその旨と適用条項及び理由を記載するよう事務処理を改めました。
(5) 公募型プロポーザル方式により契約相手方となる事業者を選定する手続において、次のようなもの ア プロポーザルに参加する事業者の募集要項に記載している参加資格要件において、「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき設定すべき要件のうち一部について記載が漏れているもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 公募型プロポーザル方式を採用する場合には、「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき参加資格要件を設定するよう所属職員に周知を行い、募集要項に参加資格要件を漏れなく記載するよう事務処理を改めました。

イ 市のホームページに掲載して公表しているプロポーザルの審査結果において、同ガイドラインに基づき掲載することとされる事項のうち一部について掲載が漏れているもの	措置状況	1. 措置済（令和6年3月8日）
	ホームページに掲載している公募型プロポーザル方式による選定に係る審査結果について、掲載が漏れていた事項について追記するとともに、今後、審査結果を公表する際には、「八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に準拠するよう事務処理を改めました。	

II 個別事項 都市政策課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 補助金の交付事務について 補助金の交付申請において、当該補助金に係る補助金交付要綱に基づき添付すべき書類のうち一部が補助金交付申請書に添付されていないものについて、そのことにつきやむを得ない事由があるものとしてその交付決定をする場合において、起案文書に当該事由を記載せずに決裁手続をしているものが見受けられたが、その審査過程等を起案文書に明らかにし、交付決定手続の公正性や透明性を確保するよう事務処理を改めること。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	補助金の交付決定に当たり、その審査過程を明らかにし、交付決定手続の公正性・透明性を確保するため、補助金に係る各種手続の事務処理に際し添付する「必要書類チェックリスト」にやむを得ない理由で一部の必要書類が添付できない場合の対応についてのチェック項目を追加しました。	

II 個別事項 都市交通課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 要綱の整備について 所管している要綱において、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月5日）
	所管する全ての要綱を点検した結果、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要な規定の整備が行われていない要綱であった「八尾市内自転車駐車場防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱」の適用される自転車駐車場には、現在防犯カメラが設置されていないことから、当該要綱を廃止しました。	

II 個別事項 都市基盤整備課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について 行政財産の目的外使用許可に係る使用料を免除する場合において、当該免除に係る起案文書に記載されている八尾市公有財産及び物品条例に定める免除要件に係る条項の適用が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	行政財産の目的外使用許可に係る事務について指摘内容を踏まえ、免除事由に応じて条項の適用を適正に行うよう事務処理を改めました。	

II 個別事項 土木管財課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 八尾市道路占用者連絡協議会に係る事務について 本協議会は、道路占用当事者と密接な連絡を取り、道路の構造及び機能の保全に努め、道路占用工事の施工に起因する災害を防止し、安全かつ円滑な道路占用工事の向上に努めるとともに文化的な住みよい町づくりに寄与するため、道路占用に伴う工事の事前協議、経過報告、調整等が行われており、その事務局が土木管財課内に置かれている。 本協議会の会議は、ライフラインに関する事業者との連携体制を構築するために重要なもので、令和4年度において4回開催されていたが、会議の内容や結果等を記録した会議録その他の書面等が作成されていないので、これを確認できるようにし、透明性を確保するよう事務処理を改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年3月8日） 議事録を作成し、会議の内容や結果等を確認できるように事務処理を改めました。

II 個別事項 土木管理事務所

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 YAOアドプト環境美化活動に係る事務について 「YAOアドプト環境美化活動」は、本市が管理する公園、道路、水路・河川等の一定区間において、市民団体等の清掃、緑化のボランティア活動を支援し、まちの美化意識の向上と市民・各種団体・NPO・企業・行政による協働のまちづくりを推進するために実施されている。 (1) 「YAOアドプト環境美化活動実施要領」に基づく当該活動に関する参加申込書を市に提出した者との覚書の締結に係る起案文書において、審査基準に基づくその活動内容等の適否についての審査結果等が記載されていないので、覚書の締結に係る手続の公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。	措置状況 1. 措置済（令和5年12月5日） 審査基準に基づく活動内容等の適否について適正に審査を行い、審査結果を起案本文に記載し、審査基準表を添付して、覚書締結に係る手続の公正性と透明性を確保するよう事務処理を改めました。

(2) 「Y A O アドプト環境美化活動に関する取り扱い基準」において、引用している条例の名称が誤っているものが見受けられたので、規定を整備すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="691 152 826 192">措置状況</td><td data-bbox="826 152 1447 192">1. 措置済（令和6年3月1日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="691 192 1447 367">条例名称の誤記については当該基準の訂正を行いました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和6年3月1日）	条例名称の誤記については当該基準の訂正を行いました。	
措置状況	1. 措置済（令和6年3月1日）				
条例名称の誤記については当該基準の訂正を行いました。					
2 要綱の整備について 所管している要綱において、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="691 376 826 416">措置状況</td><td data-bbox="826 376 1447 416">1. 措置済（令和6年2月26日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="691 416 1447 674">所管するすべての要綱を点検した結果、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、必要な規定の整備が行われていなかった要綱については当該3要綱を廃止し、新たに設置した要綱において規定を整備しました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和6年2月26日）	所管するすべての要綱を点検した結果、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、必要な規定の整備が行われていなかった要綱については当該3要綱を廃止し、新たに設置した要綱において規定を整備しました。	
措置状況	1. 措置済（令和6年2月26日）				
所管するすべての要綱を点検した結果、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、必要な規定の整備が行われていなかった要綱については当該3要綱を廃止し、新たに設置した要綱において規定を整備しました。					

下水道部

I 共通事項

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 契約事務について 契約に関する事務において、次のような事例が見受けられたので、その適正な執行を図るとともに公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。 (1) 契約書に八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則に基づき記載すべき事項が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年6月10日） 八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則に基づき記載すべき事項を記載するよう事務処理を改めました。
(2) 八尾市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則に基づき契約保証金を免除する場合において、次のようなもの ア 免除することにつき起案文書により意思決定されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年6月10日） 起案文書にて免除することを明記し、免除とする事由を明らかにした書類を添付して意思決定を行うよう事務処理を改めました。
イ 免除の意思決定に係る起案文書にその具体的な事由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 起案文書に免除とする事由を明らかにした書類を添付して意思決定を行うよう事務処理を改めました。
(3) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定により契約相手方から提出させるべき当該契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に関し、次のようなもの ア 当該誓約書の提出を受けていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約相手方に対して、漏れなく誓約書を提出させるよう事務処理を改めました。
イ 当該誓約書の提出を求めないことができる要件の変更等に伴い必要な契約書に定める当該誓約書の提出に関する条項の整備が行われていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 当該誓約書の提出を求めないことができる要件を削除し、当該誓約書の提出が必須となるよう契約書の記載を改めました。

Ⅱ 個別事項 下水道経営企画課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 受益者負担金の前納報奨金に係る事務について 市は、公共下水道の整備によって利益を受けるその排水区域内に存する土地の所有者等から、これらの者の負担の公平を図るため、都市計画法及び八尾市下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収している。 受益者負担金を納付すべき者がその納期限までに一括納付をしたときは、その額の9パーセントに相当する額を前納報奨金として交付するよう八尾市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定されているが、その場合のうち一部のものについては交付しないこととする運用が明文化したルールを定めずに行われているので、速やかに関係規定を整備するなどその適正化を図ること。	措置状況 1. 措置済（令和6年2月16日） 受益者負担金の前納報奨金を交付しない場合のルールについて、八尾市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正を行いました。

Ⅱ 個別事項 下水道部下水道管理課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 排水設備工事指定業者の指定に係る事務について (1) 排水設備工事指定業者の指定に係る申請書等に申請者が記入すべき提出日の記入が漏れているものについて、当該指定を決定しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年3月26日） 係会議において、提出日等の記入漏れチェックの徹底について再確認を行い、適正な事務処理を行うよう改めました。
(2) 八尾市下水道条例において排水設備工事指定業者の指定要件が定められているが、当該指定に係る起案文書に指定要件の適否に係る審査の結果が記載されていないので、指定手続の公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。	措置状況 1. 措置済（令和6年5月1日） 指定手続きの公正性及び透明性を確保するため、令和6年度指定に係る起案文書に、指定要件の適否を確認したチェックシートを添付し、審査結果が確認できるよう事務処理を改めました。

建築部

I 共通事項

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 契約事務について 契約に関する事務において、次のような事例が見受けられたので、その適正な執行を図るとともに公正性及び透明性を確保するよう事務処理を改めること。 (1) 契約書に八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約に関する事務処理において、八尾市財務規則に定められた契約書に記載すべき事項を所属職員に周知し、契約書に必要な事項を漏れなく記載するよう事務処理を改めました。
(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、次のようなもの ア 免除することにつき起案文書により意思決定されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約締結にあたり、契約保証金を免除する場合について、免除する旨起案文書に記載するよう改めました。
イ 免除の意思決定に係る起案文書にその具体的な事由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約に係る起案文書に契約保証金の免除理由を具体的に記載するよう事務処理を改めました。
(3) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定により契約相手方から提出させるべき当該契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に関し、次のようなもの ア 当該誓約書の提出を受けていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約締結時に誓約書を提出させるよう事務処理を改めました。
イ 契約書に当該誓約書の提出に関する条項を定めていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 契約書に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を義務付ける条項を追加しました。
ウ 当該誓約書の提出を求めないことができる要件の変更等に伴い必要な契約書に定める当該誓約書の提出に関する条項の整備が行われていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 誓約書の提出を求めないことができる要件の変更等に伴う必要な契約書に定める当該誓約書の提出に関する条項の整備を行いました。
(4) 地方自治法施行令に基づき随意契約を行う場合において、当該契約の締結に係る起案文書にその具体的な理由が記載されていないもの	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日） 起案文書に、適用条項及び具体的な選定理由を記載するよう事務処理を改めました。

Ⅱ 個別事項 住宅政策課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 補助金の交付事務について 補助金の交付手続等については、八尾市補助金交付規則にその基本的事項が定められているほか、当該補助金に係る補助金交付要綱に準拠すべき事項がそれぞれ定められているが、補助金交付要綱に基づき補助申請者から提出された書類において、日付等の必要事項の記入が漏れているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月11日）
	必要事項の記入漏れ等が無いよう適正な事務処理に改めました。	

Ⅱ 個別事項 住宅管理課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
1 市営住宅の家賃の算定等に係る事務について (1) 市営住宅入居者は、毎年度、市長に対し、八尾市営住宅条例施行規則に基づき定められた期日までに家賃算定の根拠となる収入申告書を提出しなければならないとされているが、提出された収入申告書にその提出日が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	収入申告書の受付に際し、提出日の記入確認を徹底することとし、家賃算定起案時に再度確認するよう事務処理を改めました。	
(2) 市営住宅の家賃の減免及び共益費の免除は、それぞれ減免又は免除の申請のあった月から適用することとされているが、これらの申請に際し提出された申請書に提出日が記入されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済（令和6年4月1日）
	家賃の減免及び共益費の免除の受付に際し、提出日の記入確認を徹底することとし、家賃の減免及び共益費の免除起案時に再度確認するよう事務処理を改めました。	

令和5年度定期監査に基づく意見に対する対応等の内容

意 見 の 内 容	対 応 等 の 内 容				
本市の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、次のとおり意見を付す。 <u>1 生活保護制度について</u> (1) 生活保護費の支給方法について 生活保護費の支給は、口座振込によることを原則としているが、生活指導、就労指導、返還金・徴収金の納付指導等を行う上で観察が必要と判断としたケースについては、やむを得ず、その一部につき窓口での現金支給が行われている。 しかしながら、現金支給においては、経理担当者が多額の現金を取り扱い、その仕分にも時間を要しており、被保護者も多額の現金所持等のリスクを伴っていることから、口座振込の阻害要因の排除に取り組むなど、現金の取扱いに係るリスク低減に努められたい。	<table border="1"> <tr> <td>対応等の状況</td><td>4. その他(対応等に係る考え方)</td></tr> <tr> <td colspan="2">課内会議において、所内での現金の取り扱い及び被保護者の現金所持のリスクについて注意喚起するとともに、現業員から被保護者に対して口座振込の勧奨を行うよう周知し、現金の取扱いに係るリスク低減に努めてまいります。</td></tr> </table>	対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)	課内会議において、所内での現金の取り扱い及び被保護者の現金所持のリスクについて注意喚起するとともに、現業員から被保護者に対して口座振込の勧奨を行うよう周知し、現金の取扱いに係るリスク低減に努めてまいります。	
対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)				
課内会議において、所内での現金の取り扱い及び被保護者の現金所持のリスクについて注意喚起するとともに、現業員から被保護者に対して口座振込の勧奨を行うよう周知し、現金の取扱いに係るリスク低減に努めてまいります。					
(2) 被保護者の自立支援について 生活保護からの経済的な自立を目指す就労可能な被保護者に対し、稼働能力の活用に対して適切な助言指導を行い、就労に向けて支援することは重要である。 本市では、自立支援プログラムを導入するとともに、就労支援員やキャリアカウンセラーを配置し、被保護者の状況に応じたきめ細かな就労支援に取り組まれている。 また、労働部局等では、寄り添い型の就労支援や生活相談が実施されているところである。 今後、さらに関係部局が有機的に連動し、より効果的な自立支援に取り組むよう努められたい。	<table border="1"> <tr> <td>対応等の状況</td><td>4. その他(対応等に係る考え方)</td></tr> <tr> <td colspan="2">課内会議において、就労支援員等を活用しきめ細やかな就労支援を行うよう周知するとともに、就労支援員によるハローワークへの同行等の支援には馴染まないようなケースについてはキャリアカウンセラーや労働部局の就労支援等も引き続き活用していくよう周知し、効果的な自立支援の取組に努めてまいります。</td></tr> </table>	対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)	課内会議において、就労支援員等を活用しきめ細やかな就労支援を行うよう周知するとともに、就労支援員によるハローワークへの同行等の支援には馴染まないようなケースについてはキャリアカウンセラーや労働部局の就労支援等も引き続き活用していくよう周知し、効果的な自立支援の取組に努めてまいります。	
対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)				
課内会議において、就労支援員等を活用しきめ細やかな就労支援を行うよう周知するとともに、就労支援員によるハローワークへの同行等の支援には馴染まないようなケースについてはキャリアカウンセラーや労働部局の就労支援等も引き続き活用していくよう周知し、効果的な自立支援の取組に努めてまいります。					
(3) 生活保護業務の執行体制の整備について 被保護世帯の扶助の実施に当たっては、生活状況に応じた的確な援助方針策定と効果的な指導援助が重要であり、本市では、多様な人材と制度を活用し適切な支援に取り組まれているところである。 しかしながら、多様な専門性を有した人員の増加等を要因とした組織の肥大化により労務管理及び人材育成の観点から見た課題もあることから、今後も関係部局と協議しながら業務の執行体制の整備に取り組み、適正な生活保護制度の運営に努められたい。	<table border="1"> <tr> <td>対応等の状況</td><td>4. その他(対応等に係る考え方)</td></tr> <tr> <td colspan="2">生活保護業務の適正な運営を図るために、執行体制を整備することの必要性は認識しており、引き続き人事担当課と協議を行い、執行体制の整備を図ってまいります。</td></tr> </table>	対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)	生活保護業務の適正な運営を図るために、執行体制を整備することの必要性は認識しており、引き続き人事担当課と協議を行い、執行体制の整備を図ってまいります。	
対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)				
生活保護業務の適正な運営を図るために、執行体制を整備することの必要性は認識しており、引き続き人事担当課と協議を行い、執行体制の整備を図ってまいります。					

2 国民健康保険事業について 国民健康保険事業特別会計は、被保険者の保険料収入、府支出金及び市の繰入金を主たる財源としており、それらのうち府支出金において、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する「保険者努力支援制度」が創設された。 その主な指標として、特定健康診査・特定保健指導の実施率、他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況、国民健康保険実施主体としての収納率向上に関する取組の実施状況、地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況等が設定されているが、本市においては、その指標に対する評価点が低い項目があり、交付金の増額を目指す余地を有していることから、従来の取組の効果性・効率性を改めて検証し、評価の向上に取り組む、健全な国保財政運営に資するよう一層の財源確保に努められたい。 また、そのためにも、関係部局や関係機関との連携・協力により、総合的な健康づくりの取組を一層進められたい。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="839 154 1034 192">対応等の状況</th><th data-bbox="1034 154 1463 192">4. その他(対応等に係る考え方)</th></tr> <tr> <td data-bbox="839 192 1034 1059"></td><td data-bbox="1034 192 1463 1059"> 保険者努力支援制度の主な指標である、特定健康診査等の受診率及び特定保健指導等の実施率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画」に基づき、受診率及び実施率の更なる向上に努め、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化に取り組み、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。 また、保険料の収納率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険料収納対策緊急プラン」に基づき、保険財政の安定的な運営や公平性の確保等を図るため、保険料の収納率向上をめざし、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう取り組んでまいります。 </td></tr> </table>	対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)		保険者努力支援制度の主な指標である、特定健康診査等の受診率及び特定保健指導等の実施率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画」に基づき、受診率及び実施率の更なる向上に努め、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化に取り組み、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。 また、保険料の収納率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険料収納対策緊急プラン」に基づき、保険財政の安定的な運営や公平性の確保等を図るため、保険料の収納率向上をめざし、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう取り組んでまいります。
対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)				
	保険者努力支援制度の主な指標である、特定健康診査等の受診率及び特定保健指導等の実施率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画」に基づき、受診率及び実施率の更なる向上に努め、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化に取り組み、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。 また、保険料の収納率の向上につきましては、「八尾市国民健康保険料収納対策緊急プラン」に基づき、保険財政の安定的な運営や公平性の確保等を図るため、保険料の収納率向上をめざし、あわせて保険者努力支援制度の評価の向上につながるよう取り組んでまいります。				
3 都市計画道路の整備事業について 都市計画道路の整備は長期にわたる事業であるが、現在事業実施をしているもので、東部大阪都市計画道路事業久宝寺線にあっては平成23年1月から、東部大阪都市計画道路事業JR八尾駅前線にあっては平成29年3月からそれぞれ事業が開始されており、いずれもその用地買収の開始から一定期間が経過している。 早期に事業効果を発現させるためにも完了予定期間内での完成が望ましいことから、場合によっては土地収用法に基づく収用も視野に入れながら着実に事業を進めるとともに、その進捗状況については、市民に分かりやすく情報提供するよう努められたい。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="839 1059 1034 1097">対応等の状況</th><th data-bbox="1034 1059 1463 1097">4. その他(対応等に係る考え方)</th></tr> <tr> <td data-bbox="839 1097 1034 1599"></td><td data-bbox="1034 1097 1463 1599"> 都市計画道路久宝寺線については、早期事業効果の発現のために土地収用法に基づく収用も視野に入れながら地権者と協議を進め、令和5年度末までにすべての事業用地について売買契約が成立しました。また、都市計画道路JR八尾駅前線については、早期の事業効果発現に向けて、引き続き地権者と合意形成を図りながら用地取得を進め、早期完成を目指していきます。なお、進捗状況等については、地元説明会や本市のホームページ等で情報発信に努めております。 </td></tr> </table>	対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)		都市計画道路久宝寺線については、早期事業効果の発現のために土地収用法に基づく収用も視野に入れながら地権者と協議を進め、令和5年度末までにすべての事業用地について売買契約が成立しました。また、都市計画道路JR八尾駅前線については、早期の事業効果発現に向けて、引き続き地権者と合意形成を図りながら用地取得を進め、早期完成を目指していきます。なお、進捗状況等については、地元説明会や本市のホームページ等で情報発信に努めております。
対応等の状況	4. その他(対応等に係る考え方)				
	都市計画道路久宝寺線については、早期事業効果の発現のために土地収用法に基づく収用も視野に入れながら地権者と協議を進め、令和5年度末までにすべての事業用地について売買契約が成立しました。また、都市計画道路JR八尾駅前線については、早期の事業効果発現に向けて、引き続き地権者と合意形成を図りながら用地取得を進め、早期完成を目指していきます。なお、進捗状況等については、地元説明会や本市のホームページ等で情報発信に努めております。				

4 下水道使用料に係る減免について 生活保護受給世帯等及び生活保護世帯に準ずる生活困窮世帯に対する下水道使用料の減免については、下水道使用料の徴収開始当初から下水道の普及促進等を目的としてこれまで実施されてきたが、令和4年度末に本市の下水道整備人口普及率が95.1パーセントに達したことから、下水道の普及促進という主たる目的は果たされたものとして、現行の減免制度が令和5年度の適用期間をもって廃止されることとなった。 大阪府下の他の市町村においても下水道使用料に係る減免制度の廃止や見直しが進んでいる状況にあり、受益と負担の公平性の確保の観点からみれば、現行の減免制度の廃止については妥当であると考えられる。 しかしながら、市民生活への影響等を鑑み、減免制度の廃止に当たっては、その対象者に対し丁寧な説明を行われたい。	対応等の状況 4. その他(対応等に係る考え方) 減免制度の廃止に当たっては、庁舎内の掲示板スペースに減免廃止ポスターを掲示するとともに、市政だより及び市ホームページに下水道使用料の減免廃止に関する記事を掲載し、市民周知の徹底に努めました。また、窓口や電話での問い合わせについて、減免制度廃止の趣旨説明等、丁寧な説明に努めました。引き続き丁寧な対応に努めます。
5 受益者負担金に係る会計処理について 受益者負担金に係る会計処理は、資本金収入における不確実な収入計上を避けるため現金主義による経理が行われている。その収納状況等については別途システムにより管理し、毎年度、市議会にその状況が報告されているものの、現行の決算書においては、受益者負担金の未収金及びそれに係る貸倒引当金が計上されておらず、かつ、別途システムにより管理されていることについて記載されていないことを踏まえ、当該未収金及び貸倒引当金に関し会計上開示するか否かについて会計処理を整理し、適切な経理業務を行われたい。	対応等の状況 4. その他(対応等に係る考え方) 受益者負担金に係る会計処理は、現金主義による経理を採用しており、会計上、未収金及びそれに係る貸倒引当金は計上されないため、開示すべきものではありません。引き続き適切な会計事務に努めます。
6 下水道使用料・受益者負担金の徴収対策について 下水道使用料は、その徴収事務を水道事業管理者に委任し、水道局において水道料金と一括で徴収されている。納期限までにその納付がなかった場合にあっては督促状又は催告書が送付され、時効によってその債権が消滅した場合にあっては不納欠損処理がそれぞれ行われているが、下水道使用料は強制徴収公債権に該当し、民事執行手続によらずに強制徴収をすることが可能であることも踏まえ、受益と負担の公平性の観点から、水道局とも十分連携してより効果的な徴収対策を検討されたい。 あわせて、受益者負担金については、賦課・徴収ともに下水道部において行われているが、その債権も強制徴収公債権に該当するので、下水道使用料と同様に、より効果的な徴収対策を検討されたい。	対応等の状況 4. その他(対応等に係る考え方) 下水道使用料については、水道局において水道料金と一括で徴収しております。 徴収対策については、水道局と連携し、より効果的な徴収結果となるよう、取組を検討します。 受益者負担金については、納付勧奨において、通知・訪問・頻度等手法を変えながら、より効果的な徴収対策に取り組みます。

<u>7 水洗便所改造資金助成制度について</u> 本市の公共下水道に係る処理区域内において既設の汲み取り便所やし尿浄化槽付便所の水洗便所への改造に必要な工事を行おうとする者は、「八尾市水洗便所改造資金助成規則」に基づく補助金制度又は融資あっせん制度を利用することができるが、補助金の交付を受けようとする場合にあっては、下水の処理を開始すべき日(供用開始日)から3年以内に工事に着手することが要件となっている。 令和4年度中に増加した水洗化戸数のうち、供用開始日から3年以内に水洗化されたものは約16パーセントにとどまり、当該期間の経過後に水洗化された件数に比べ少数となっていることに加え、近年、融資あっせん制度の利用件数が微少となっている状況を鑑み、本助成制度の効果性について現状を今一度検証し、より効果的な助成制度の在り方を検討されたい。	対応等の状況 4. その他(対応等に係る考え方) 水洗便所改造資金助成制度の要件に該当される方につきましては、全ての方にこの制度を利用いただけていることから、現状の効果性はあるものと検証しています。 助成制度につきましては引き続き継続的に検証を行い、より良い制度運営に努めてまいります。
--	--